○能登町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱

平成30年4月1日

告示第　　25　 号

(趣旨)

第1条　この告示は、消防団員の自動車等運転免許取得等に係る費用を補助することにより、消防団員を確保し、並びに消防団員が災害現場により迅速に出動できるようにするため、能登町補助金交付規則（平成17年3月1日規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条　この補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす団員とする。

(1)　普通自動車免許又は準中型自動車免許（5トン限定）を有すること。

(2)　取得対象となる運転免許取得の日から5年以上団員として活動する誓約をすること。

(3)　団長及び所属する分団の分団長から推薦を受けていること。

(4)　町税等の滞納が無いこと。

(5)　過去において、この要綱による補助を受けていない者。

(補助対象経費)

第3条　取得の対象となる免許は、前条の要件を満たす団員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条に定める指定自動車教習所(以下「教習所」という。)において、次の各号のいずれかに該当する場合に要する経費(入学金、教習料金、学科教本代、検定料及び卒業証明書交付手数料等のほか、町長が必要と認める経費)とし、教習所の定める規定時限を越えた経費は、これを含めない。

(1)　運転できる自動車の種類が自動変速機付きのものに限られている団員がその解除(以下「AT限定解除」という。)を行う場合。

(2)　普通自動車免許を有する団員が準中型自動車免許を取得する場合

(3)　準中型自動車免許を有する団員で、運転できる車両が車両総重量5トン未満の車両に限られている者がその解除(以下「準中型5トン限定解除」という。)を行う場合。

(補助金の額)

第4条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費について、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金交付の申請)

第5条　補助金の交付を受けようする者(以下「申請者」という。)は、能登町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　申請時の運転免許証の写し

(2)　教習所の自動車運転免許取得に要する経費の見積書(補助の対象とならない部分がある場合は、その部分の内訳が分かるもの)

(3)　その他町長が必要と認める書類

 (補助金の交付決定)

第6条　町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を精査のうえ交付の可否を決定し、能登町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付(承認・不承認)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条　前条の規定により免許取得の決定を受けた団員は、第3条に規定する自動車免許を取得したときは、能登町消防団員自動車運転免許取得費実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、取得の日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。

1. 本事業で取得した運転免許証の写し
2. 教習所の自動車運転免許取得に要する経費の領収書の写し
3. その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条　町長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められる場合、補助金の額を確定し、能登町消防団員自動車運転免許取得費補助金確定通知書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条　補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、能登町消防団員自動車運転免許取得費補助金交付請求書(様式第5号)を前条の通知を受けた日の属する町の会計年度の3月31日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第10条　町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助決定者に補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとし、能登町消防団員自動車運転免許取得費補助金取消(変更)通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(3)　対象となる運転免許取得の日から5年以上団員として活動できなかったとき。

(4)　その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2　前項第3号に該当し補助金を返還する場合の額は、受けた補助金額から、受けた補助金額を5で除した金額に補助金を受けてから団員として活動した年数を乗じた金額を引いた額とする。ただし、団員として活動した年数が1年に満たない年があるときは、その年は含めない。

3　特段の理由があり、町長が適当と認める事由が生じたときは費用の返還は求めない。

(その他)

第11条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。